

民間障害福祉サービス事業所等

法人名
代表者職・氏名

1 法人状況－事業主体として適格な法人であるか。

	審査内容	審査基準	備考	チェック
組 織 運 営	<p>役員構成が適正であること。</p> <p>※社会福祉法人及び医療法人についてはそれぞれの法律及び関係通知等の規定による。</p> <p>NPO法人については、右の審査基準を満たしていることを要件とする。</p>	<p>・理事6名以上、監事2名以上であるか。</p> <p>《理事》</p> <p>ア 定数は6名以上であるか。</p> <p>イ 特定非営利活動促進法に規定する欠格事項・事由に該当する者がいないか。</p> <p>ウ 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が1名以上含まれているか。</p> <p>エ 1名以上の社会福祉施設の長等がいるか。</p> <p>オ 親族等の特殊の関係のある者が特定非営利活動促進法に定める制限数以内であるか。</p> <p>カ 当該法人の社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えていないか。</p> <p>キ 地方公共団体の長等、特定の公職にある者が含まれていないか。</p> <p>ク 実際に法人運営に参画できない者がいないか。</p> <p>《監事》</p> <p>ア 定数は2名以上であるか。</p> <p>イ 特定非営利活動促進法に規定する欠格事項・事由に該当する者がいないか。</p> <p>ウ 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が1名以上含まれているか。</p> <p>エ 財務諸表等を監査し得る者が含まれているか。</p> <p>オ 当該法人の理事、評議員またはこれらに類する他の職務を兼ねていないか。</p> <p>カ 当該法人の他の役員と親族等の特殊な関係者がいないか。</p> <p>キ 地方公共団体の長等、特定の公職にある者が含まれていないか。</p> <p>・理事及び監事は、広島市暴力団排除条例第2条第1項及び第2項に定める暴力団、暴力団員等に該当していないか。</p>	<p>社会福祉法人等調書及び役員名簿を提出</p>	
	<p>施設長（サービス管理責任者）が資格を有する者であること。（資格を有しなければならない事業所等の整備計画に限る。）</p>	<p>関係法令及び通知で定める資格を有する者であるか。</p>	<p>資格取得が見込まれる者を含む。（就任承諾書を提出）</p>	
	<p>法人・施設運営に関し、直近の指導監査等において指摘事項がある場合は、改善されていること。</p>	<p>法人・施設運営に関し、指導監査等における指摘事項の改善又は改善計画が具体的に作成されているか。</p>		
	<p>重大な法令違反や行政処分がないこと。</p>	<p>関係法令如何に係わらず、重大な法令違反や行政処分の事実がないか。</p>		

2 資金計画

確実に建設できる資金計画を有しているか。

	審査内容	審査基準	チェック
資金計画	事業計画が適正であり、相応した資金計画であること。	(資金計画) 施設建設資金は、補助(交付)金、公的借入金(独立行政法人福祉医療機構等)、確実な寄附金(自己資金)であるか。 ※施設建設資金のための寄附金等がある場合、国庫補助額に変動がある場合がある。	施設建設資金借入金は、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の借入金及び機構の融資に協調して行われる民間金融機関の借入金に限る。
	寄附金(建設自己資金)が確実なものであること。	寄附金は、施設建設計画に基づく自己資金として十分と認められる額であるか。	寄附者との贈与確約書の写し及び寄附者の預金残高証明書(事業計画書提出前1箇月以内に金融機関が発行したもの)を提出
	借入金償還の見通しがあること。	(収支差額) 償還財源として認められる範囲内の額で、かつ、確実に充当できる見通しがあるか。 (連帯保証人) 確実な保証能力があるか。 ※事業開始後における収入については、介護給付費等を適切に算定するとともに、支出についても人件費等を適切に算定すること。	事業開始後における資金収支計画であることを証する資料を提出
	運営資金が確保されていること。	運用財産として、法人年間事業費(収支予算書における支出額)の1/2分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有しているか。	借入金により調達した現金、普通預金又は当座預金等は自己資金とは認めない。
資産状況	財政状態は健全であること。	(負債) 既借入金の償還に問題がないか。	申請年度における予算書、過去3年の決算書、貸借対照表及び財産目録を提出
	資産要件 ※NPO法人のみ。	(資産) 資産として「1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。)を有しているか。	

3 事業計画

(1) 建物について一確実に建築できるか。

	審査内容	審査基準	備考	チェック
建 物	当該土地に施設の建築が可能であること。 (農振法、農地法、都市計画法等)	申請年度内に当該施設建設のための農振除外、農地転用、開発許可の見通しがあるか。	該当する場合は、計画書に記入すること。	
	建築計画等が関係法令（都市計画法、建築基準法、消防法等）に適合すること。 (既存建物を利用する場合を含む。)	事前に関係機関に協議を行っているか。		
	立地条件に問題は無いこと。	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないか。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条で定められた土砂災害警戒区域及び第9条で定められた土砂災害特別警戒区域に指定されていないか。 広島県土砂災害危険箇所図における土砂災害危険箇所及び土砂災害による被害の恐れのある箇所が存在していないか。 <p>※ ただし、創設、増築以外の整備を行う場合で、当該土地での整備がやむを得ないと認められる場合は、①土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条で定められた土砂災害警戒区域、②広島県土砂災害危険箇所図における土砂災害危険箇所及び土砂災害による被害の恐れのある箇所に限り、整備を認める。その場合、当該土地での整備がやむを得ない理由書、十分な被害対策を講ずる内容の誓約書を提出</p>		
	施設を建設することについて、近隣住民等に対し、理解と協力を求めていること。	<ul style="list-style-type: none"> 地元説明が行われているか。 近隣住民からの質問、要望に対し、丁寧に対応しているか。 <p>※地元説明を行うに当たり、「広島市に障害者施設の整備計画書を提出するに当たっての事前説明であり、現時点では施設整備が確定したものではない。」という前提をよく説明した上で、施設予定地周辺の町内会（町内会に入会されていない住民の方にも配慮すること。）や隣地地主に対して「施設の規模、構造及び用途」及び「日照等の影響」などの予定又は見込みについて説明を行っていること。 なお、施設整備に対する反対意見や反対運動があった場合は、どのように対応するのかについての具体的な対応方を示すこと。</p>	地元説明状況など計画書に記入すること。	
	法令等に定める施設・設備の最低基準を満たしていること。	事業ごとで定める最低基準を満たしているか。		
	利用者の処遇(改築・大規模修繕等) 工事期間中における入居者の処遇について方策を立てていること。 事前に入所者及びその家族に対し十分な説明を行っていること。	増築工事の騒音・振動等の程度、工期などを把握し、増築付近の入所を制限する、基準を満たした別建物に転居させるなどの方策がたてられているか。		
	所有者の承諾(大規模修繕等) 賃貸物件については、所有者に対して修繕の承諾が取れていること。	文書により、修繕の承諾が取れているか。	承諾書の写しを提出	

※ 平成28年8月17日までに、民間社会福祉施設整備費補助金の活用を想定して建設予定地を確保していた場合、3の審査基準は従前の例による。ただし、その場合は、十分な被害対策を講ずる内容の誓約書を提出

(2)土地について一確実に使用できる権限を有しているか。

審査内容		審査基準	備考	チェック
共通	敷地が公道に面している、進入路が確保されているか。また緊急車両が進入できるものであること。	現場確認等		
所有地	法人は当該土地を所有していること。	(不動産登記簿謄本) 抵当権等所有権以外の権利が設定されていないか。		
	当該土地に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又は、その権利の抹消が確実であること。	所有権以外の権利が設定されている場合、施設存続の支障にならない、又は抹消が確実であるか。		
取得	寄附により取得する場合、所有者は法人に対して寄附を行う意思があること。	(土地譲渡確約書(無償)) 実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されているか。		
	売買契約により取得する場合、売買契約が適正であること。	(土地譲渡確約書(有償)) 実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されているか。		
予定地	物件が確実に所在すること。	(不動産登記簿謄本)		
	寄附申込者又は売主は正当な所有者であること。	寄附申込者又は売主側において、所有権保存・移転登記されている物件であるか。		
借受予定地	(公有地の場合) 所有者が国等の場合、貸与又は使用許可は確実に受けられること。	(貸与又は使用許可) 国等から貸与又は使用許可が確実に受けられるか。		
	(私有地の場合) 所有者が国等以外の場合、法人に対して貸与の契約(地上権設定契約又は賃貸借契約)を行う意思があり、地上権又は賃借権の登記が可能であること。	(地上権(賃借権)設定確約書) (1)その事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権の設定、かつ、登記が確実に行われるか。 (2)借地借家法に違反していないものであるか。 (3)実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されているか。		
借地	物件が確実に所在すること。	(不動産登記簿謄本)		
	貸主は正当な所有者であること。	貸主側において、所有権保存・移転登記がされている物件であるか。		
借地	当該土地に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又は、その権利の抹消が確実であること。	(抵当権等) 抵当権等所有権以外の権利が設定されていないか。 所有権以外の権利が設定されている場合、施設存続の支障にならない、又は抹消が確実であるか。		
	法人は当該土地を確実に使用できる権限を有していること。	(地上権設定又は賃貸借契約) (1)借地借家法に違反していないものであるか。 (2)実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されているか。		
	地上権又は賃借権の登記がされていること。	(地上権又は賃借権設定登記) その事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権の設定、かつ、登記が確実に行われているか。		
借地	当該土地に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又は、その権利の抹消が確実であること。	(抵当権等) 抵当権等所有権以外の権利が設定されていないか。 所有権以外の権利が設定されている場合、施設存続の支障にならない、又は抹消が確実であるか。		

※定期借地権の設定による借地を認めます。ただし、借地権の存続期間が50年以上の一般定期借地権で、公正証書で契約締結するものに限る。